

最高裁秘書第515号

令和4年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

1月31日付け（2月2日受付、第030930号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

事務総局会議（第42回）議事録（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

事務総局会議（第42回）議事録

日時	令和3年12月21日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本經理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長、染谷審議官、後藤審議官
議事	<p>1 令和4年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について 小野寺総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和4年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱いについて 大須賀秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 常置委員について 大須賀秘書課長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3
秘書課長 大須賀 寛之	

令和4年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理
順序及び裁判事務の分配等について

令和4年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	山 口	厚也
裁判官	深 山	卓 亮
裁判官	安 浪	介 晶
裁判官	岡	正 徹
裁判官	堺	

第二小法廷

裁判官	大 谷	直人
裁判官	菅 野	之 博
裁判官	三 浦	守
裁判官	草 野	耕 一
裁判官	岡 村	和 美

第三小法廷

裁判官	戸 倉	三 郎
裁判官	宇 賀	克 也
裁判官	林 道	道 晴
裁判官	長 嶺	安 政
裁判官	渡 邊	惠 理子

第2 裁判官の代理順序

【総局会議配布資料】

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

【総局会議配布資料】

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第4 開廷日割り

各法廷の開廷日割りは次のとおりとする。ただし、各法廷の裁判官の協議により、これと異なる曜日に開廷することができる。

大 法 廷 水曜日

第一小法廷 月曜日・木曜日

第二小法廷 月曜日・金曜日

第三小法廷 火曜日・金曜日

第5 夏期における要急事件の分配等

- 1 夏期における要急事件の分配は、別表のとおりとする。
- 2 別表記載の期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

【総局会議配布資料】

(別表)

要急事件分配期間		
	民事	刑事
	人身保護事件	勾留事件
	強制執行停止事件	上告受理事件
第二小法廷	7月21日(木)	↓
	8月 3日(水)	
第三小法廷	8月 4日(木)	↓
	8月17日(水)	
第一小法廷	8月18日(木)	↓
	8月31日(水)	

（令和3.12.21秘書印）

令和4年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務の取扱い

令和4年の夏期（7月21日～8月31日）における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～8月3日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月4日～同月17日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月18日～同月31日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官

【配布資料】

(令和3. 12. 21 秘書印)

常置委員

令和4年1月1日から同年5月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷 深山卓也 裁判官

第二小法廷 三浦守 裁判官

第三小法廷 林道晴 裁判官